

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名: 成田市長, 成田市議会議長, 成田市代表監査委員, 成田市農業委員会,
成田市選挙管理委員会, 成田市教育委員会, 成田市消防長

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.8%
全職員	68.1%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.4%
本庁課長相当職	100.4%
本庁課長補佐相当職	97.7%
本庁係長相当職	96.9%

(2) 勤続年数別

職員区分	男女の給与の差異 (男女の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.8%
31～35年	92.0%
26～30年	93.6%
21～25年	90.0%
16～20年	87.0%
11～15年	86.0%
6～10年	91.4%
1～5年	88.2%

【説明欄】

- ・常勤職員と給与体系が異なる会計年度任用職員が占める割合は、女性職員においては 65.3%、男性職員においては 26.6%となっている。
- ・手当の支給に係る性別要件はないが、各手当の受給者に占める男性職員の割合は、扶養手当が 87.5%、特殊勤務手当が 80.2%、管理職手当が 79.8%、住居手当が 64.8%となっており、また、時間外勤務時間数を比較すると、女性が男性の 0.76 倍となっている。
- ・常勤職員の所定勤務時間より勤務時間が短い短時間勤務職員等については、常勤職員の所定勤務時間を参考として職員数を換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数 1 年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。